

指定介護医療院運営規程

医療法人 道志社

リハビリテーション大神子病院介護医療院

(事業の目的)

第1条 医療法人道志社（以下「事業者」という）が開設するリハビリテーション大神子病院介護医療院が行う指定介護医療院（以下「施設」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者（以下「入所者」という。）がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定介護医療院施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要な入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供する。
- 2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。
 - 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に勤める。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 リハビリテーション大神子病院介護医療院
- (2) 所在地 徳島県徳島市大原町余慶1番1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設は指定基準に定められた職種と人数以上の職員を配置する。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上
医師は、入所者の心身の状況に応じて適切な診療・治療及び指導を行う。
- (3) 薬剤師 1名以上
薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。
- (4) 管理栄養士、栄養士 1名以上
管理栄養士、栄養士は、必要な栄養管理を行う。
- (5) 看護師、准看護師 10名以上

看護職員は、適切な技術を持って、必要な看護の提供を行う。

- (6) 介護職員 12名以上

介護職員は、適切な技術を持って、必要な介護の提供を行う。

- (7) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1名以上

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、適切な機能訓練の提供を行う。

- (8) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画作成に関する業務を行う。

(入所定員)

第5条 入所者の定員は、60名とする。

(施設サービスの内容)

第6条 指定介護医療院施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 診療
- (2) 機能訓練
- (3) 医学的管理下における看護・介護
- (4) 食事及びその他のサービス

(施設サービスの利用料その他の費用の額) ※別紙利用料金表のとおり

第7条 指定介護医療院施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に規定する利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に関する費用
 - (2) 居住に関する費用
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 日常生活において通常必要になる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 前2項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は施設の規律を守り、他の入所者の迷惑となるような行為又は事業の適切な運営に支障を期すような行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第9条 事業者は、利用者の使用する施設、設備、飲料水等の衛生管理に努め、必要な措置を講

ずる。

- 2 事業者は、当該事業所において感染症の発生、まん延防止対策を講ずるように努める。

(非常災害対策)

第10条 消防法に規定する防火管理者を設置し、消防、風水害その他災害に対処するための計画を作成させると共に、当該計画に基づき、次に掲げる訓練等を行う。

- (1) 消火、通報、避難及び救出等の訓練 年 2回
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備 年 2回
- (3) 従業者等に対する火気取扱いに関する指導・監督
- (4) その他非常災害対策上必要な対策

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等入所者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第12条 施設は、従業者の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は、従業者であったものに、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により本人又はその家族から同意を得るものとする。
 - 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

改定

令和4年3月1日